

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

6

留意事項・Q&A・不備の例



Contents

- 1 事業概要**
- 2 手続きの流れ・受付期間・特例措置
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知
- 6 留意事項・Q&A・不備の例



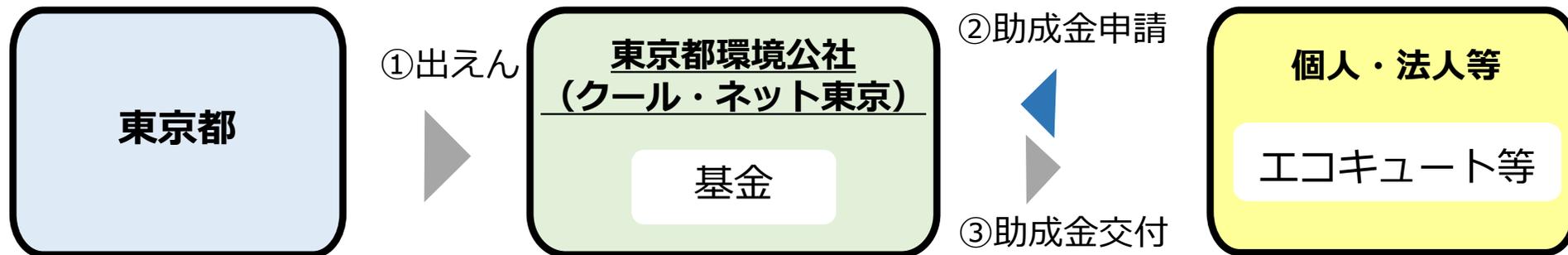
1

事業概要

事業の目的

「熱と電気の有効利用促進事業（エコキュート等）」では、公社が令和4年度から令和10年度において、都内にある住宅に設置するエコキュート等に対して、その経費の一部を助成することにより、熱と電気を無駄なく有効に利用していく取り組みとして、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源等の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

事業スキーム



1

事業概要

受付期間

令和6年度募集について

事前申込 : 令和6年5月31日～令和7年3月31日まで

交付申請兼実績報告 : 令和6年6月28日～令和7年3月31日まで

予算額

約683億円

※1.予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

※2.予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の総額です。

Contents

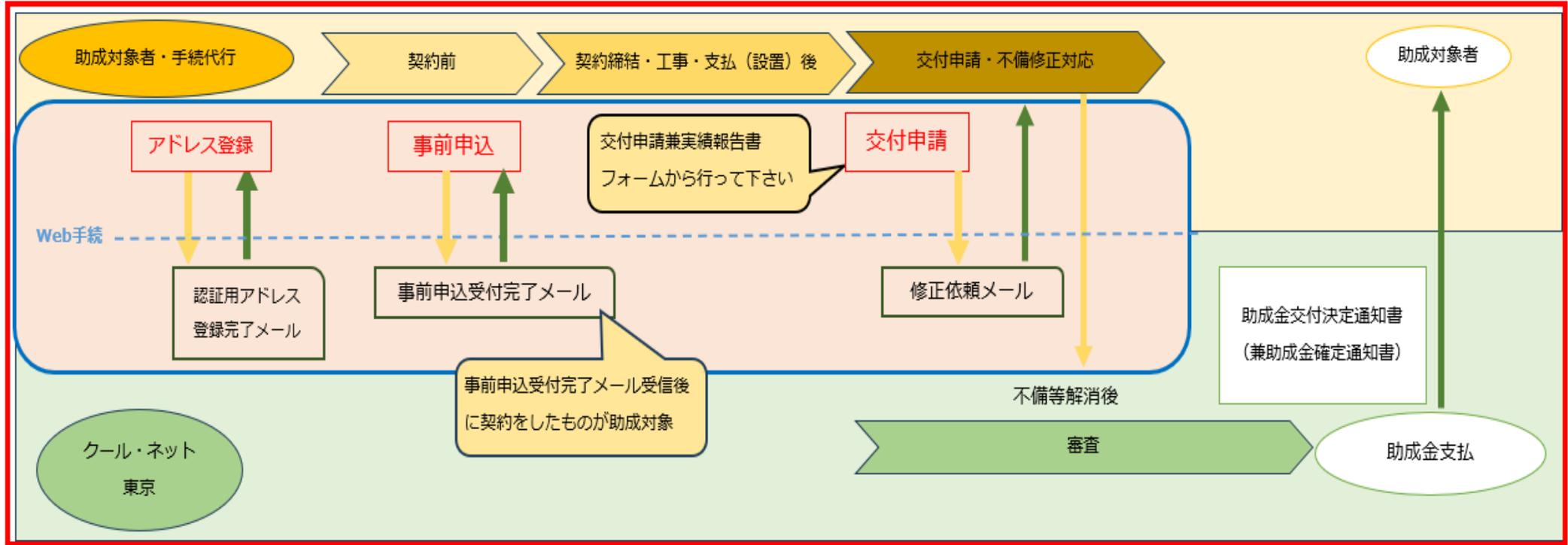
- 1 事業概要
- 2 手続きの流れ・受付期間・特例措置**
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知
- 6 留意事項・Q&A・不備の例



2 手続きの流れ・受付期間・特例措置

手続きの流れ

助成金の手続きについての流れは以下となります。



事前申込→契約→設置工事→支払→交付申請→交付決定→助成金受給

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

事前申込と交付申請兼実績報告の概要

事前申込

- ◆ 発注・工事**契約前**または、リース等の契約を**締結前**に事前申込を行ってください。
- ◆ ①事前申込書、②見積書及び③誓約書を提出してください。
- ◆ 事前申込の**有効期限は1年間**です。
有効期限内に交付申請兼実績報告が行われなかった場合、事前申込は無効となります。
- ◆ 事前申込を廃止したい場合は、事前申込廃止フォームから申請してください。

交付申請兼実績報告

- ◆ 事前申込をした上で交付申請兼実績報告をご提出ください。
- ◆ 次のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書（第6号様式）をご提出ください。

- (1) 事前申込受付日から1年以内**
- (2) 令和11年3月30日**

※令和6年4月1日から令和6年6月30日までに契約締結又は契約締結及び工事を行った場合も助成対象になります。
その場合は、令和6年5月31日から令和7年3月31日までに事前申込を行ってください。

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

手続きの流れ

事前申込時の注意事項

※令和5年度で登録されたメールアドレスを令和6年度でも利用することが可能です。令和6年度分を申請するためには、令和6年度用の認証用メールアドレス登録フォームより登録してください。

※申請者氏名・申請者住所は、**本人確認書類と完全一致**させてください。
申請者住所について、本人確認書類が「一丁目3番5号」の場合は、申請データも「一丁目3番5号」と入力してください。

※申請者住所と設置場所住所が、**完全一致しない**場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。

※『設置場所住所』は、**太陽光発電システムの使用場所住所と完全一致**させてください。

太陽光発電システムの使用場所住所は、太陽光発電システムの設置を確認できる書類で確認させていただきます。

2 手続きの流れ・受付期間・特例措置

令和6年度の提出について

原則として、受付は年度ごとに申請期間が決まっています。

事前申込 : 令和6年5月31日～令和7年3月31日まで

交付申請兼実績報告 : 令和6年6月28日～令和7年3月31日まで

事前申込・交付申請兼実績報告ともに原則電子申請となります。

事前申込・交付申請兼実績報告ともに締切は当日17時までとなります。

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は実績報告書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して180日以内**にご回答頂けない場合は、その申請、又は報告の全部もしくはその内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなしますのでご注意ください。

2

手続きの流れ・受付期間・特例措置

特例措置

契約締結・設置工事を行った日

令和6年4月1日～令和6年6月30日

ただし、以下が必須要件です。

- ・ 助成要件を満たすこと
- ・ 令和5年度に事前申込をしていないこと

Contents

- 1 事業概要
- 2 手続きの流れ・受付期間・特例措置
- 3 助成対象・設置場所**
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知
- 6 留意事項・Q&A・不備の例



3

助成対象・設置場所

助成対象

助成対象となるものは（１）～（４）であり、それぞれ助成要件をすべて満たすものとなります

（１）エコキュート・ハイブリッド給湯器

- 1.未使用品であること
- 2.都内の住宅又は、その敷地内に新規に設置されたものであること
- 3.エコキュート・ハイブリッド給湯器は、居住部分で使用するものであること
- 4.既存機器の一部交換されたものではないこと

3

助成対象・設置場所

助成対象

(2) エコキュートの場合の基準（ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器）

※令和5年度の申請のうち以下の要件に満たない機器が、助成対象外となった、最も多い要因の一つとなります。ご契約前に必ずご確認ください。

電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省公示第38号）におけるエネルギー消費効率、貯湯缶が一缶の場合にあっては3.3以上、貯湯缶が多缶の場合にあっては、3.0以上であること。

■対象機器は以下のHPよりエネルギー効率、貯湯缶数が上記の内容に合致することを必ずご確認ください。

資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>

※HPに登録がない場合は、仕様書でエネルギー消費効率を確認し、確認した仕様書を添付してください。

3

助成対象・設置場所

助成対象

(2) ハイブリッド給湯器の場合（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）

- 対象機器が、以下のHPに登録されているかをご確認ください。
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 「温熱・省エネ設備機器ポータルサイト」
https://shoenekikiportal.hyoukakyokai.or.jp/#/hybrid_water_heaters

※ポータルサイトに登録がない場合は、仕様書で年間給湯効率を確認し、確認した仕様書を添付してください。

【New】ハイブリッド給湯器の性能基準を、以下のとおり明記しました

一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること

3

助成対象・設置場所

助成対象

(3) 太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること。

(1) エコキュートの場合

- ・おひさまエコキュート
- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するエコキュート

(2) ハイブリッド給湯器

- ・おひさまエコキュートと同様の機能を有するハイブリッド給湯器

※太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中沸き上げる機能については、直接申請者様ご自身でメーカーにお問合せください。

【New】令和6年度 事前申込分から日中に沸き上げる機能を有するために必要な**台所リモコンやアダプターの型番のわかる設置後の写真の提出が、全メーカーで提出必須**となりました。

【New】カタログは、**①エコキュートの型番と②日中に沸き上げる機能の名称がわかる2箇所**の提出が必要です。

3

助成対象・設置場所

助成対象 要件

(3) 次の全ての要件を満たす太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅に、新規に設置されるものであること。

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

ウ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。

※全量売電は対象外

3

助成対象・設置場所

助成対象

(4) リフォーム瑕疵保険等

- ・ 助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。
- ・ 対象機器を購入した際の契約書・領収書の日付が、令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月30日までのものであること。
- ・ 保険加入者は助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

3

助成対象・設置場所

併給可能な補助金について

- 国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受けることは可能です。
※国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。
- 助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金 （[家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）](#)や[東京ゼロエミ住宅導入促進事業](#)など）の交付を重複して受けることはできません。

3

助成対象・設置場所

設置場所

- 助成対象となるエコキュート・ハイブリッド給湯器の設置場所は、東京都内の住宅です。
- 申請者住所と設置場所住所が、完全一致しない場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。
- エコキュート等設置場所と太陽光発電システムの使用場所住所は、完全一致させてください。
太陽光発電システムの使用場所住所は、太陽光発電システムを確認できる書類で確認させていただきます。
- 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に設置した場合、住宅部分で使用していない場合は助成対象外です。

Contents

- 1 事業概要
- 2 手続きの流れ・受付期間・特例措置
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者**
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知
- 6 留意事項・Q&A・不備の例



4

助成対象者

助成対象者（助成金申請の手引き 1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照））

- 所有するエコキュート・ハイブリッド給湯器を都内の住宅に設置する個人又は法人
- 所有するエコキュート・ハイブリッド給湯器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人
- その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。

※リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース等の事業者を対象者とします。

4

助成対象者

助成対象者

<以下の者は助成対象者とはなりません>

- 暴力団、暴力団員等
- 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 税金の滞納がある方、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- 国及び地方公共団体
- 都及び公社の太陽光発電システムの助成金と重複申請するもの
- 助成対象機器の設置契約時にキャッシュバックキャンペーン等による金銭及びポイント等の還元があることを申告せずにその分も対象経費として申請をおこなったもの

4

助成対象者

注意事項

- 事前申込時と交付申請時の助成対象者名は、原則、同一者です。
- 助成対象者名は見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名・口座名義と一致している必要があります。
- 東京都以外にお住まいの方であっても、都内にエコキュート等を設置する場合は、申請可能です。
- 機器貸与者及び電力販売事業者に該当する場合は、機器使用者との契約において契約金額から助成金額分を控除 するものとしします。
- 交付申請時に、都及び公社が今後の施策検討するための情報を提供していただきます。また、その情報 提供結果の統計について、都又は公社が公表することに同意いただくことが必要となります。

Contents

- 1 事業概要
- 2 手続きの流れ・受付期間・特例措置
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額・電子通知**
- 6 留意事項・Q&A・不備の例



5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成対象経費

エコキュート・ハイブリッド給湯器

機器費（**新規**設備機器の購入等に要する費用）及び工事費（**新規に**設置するための工事費用）

※機器費工事費ともに消費税は除く

新規設置工事で実際に支払を行った費用のうち、助成金の交付対象となる経費は、公社が必要かつ適切と認めたものとしします。なお、過剰な仕様であるものや当事業以外にも使用する経費は対象外となります。

リフォーム瑕疵保険等

リフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成対象経費

以下は助成対象経費から除いてください。

※エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置工事の契約時にキャッシュバック（商品券・還元ポイントを含む）キャンペーン等がある場合は、その金額。

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とする。
ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

《国又は他の地方公共団体（区市町村）の補助金を申請する場合の注意事項》

- ① 国又は他の地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合にあっては、交付決定通知書等の提出が必須となります。
- ② 国または他の地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など、**都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。**

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

◆エコキュート・ハイブリッド給湯器

- ・助成対象経費の3分の1以内であって、1台あたり220,000円が上限額

(1) 本事業でのみ助成金を申請する場合

助成対象経費の3分の1以内であって、1台あたり220,000円が上限額

助成対象経費×1/3(1,000円未満端数切捨て)

(2) 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合（併給）

- ① 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。
なお、助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。
- ② 国又は他の地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に、国又は他の地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給するものと見なします。

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

(2) 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合（併給）

助成対象経費 ≥ 都の助成金額（助成対象経費×1/3）
+ 国及び他の地方公共団体の重複する補助金の額
ただし、上限額は1台当たり220,000円

【New】

令和6年5月31日以降の交付申請兼実績報告について、**領収書内訳書の提出は、全申請者様必須となります。**

書式が新様式に変更になりましたため、**新様式にて作成しご提出ください。**

旧様式での提出をされた場合には、**再作成**を依頼いたしますので、あらかじめご了承ください。

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

助成金の交付額

リフォーム瑕疵保険等

1契約当たり7,000円

※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業内で1申請のみ可能

5

助成対象経費・助成金の交付額・電子通知

交付決定兼額確定通知書について

申請手続きを代行業者に依頼せず申請者ご自身で電子申請された場合、
交付決定兼額確定通知書はマイページ上で確認可能な**電子通知**となります。

※手続き代行者に依頼し申請された方につきましては、例年通り郵送での通知となります。

Contents

- 1 事業概要
- 2 手続きの流れ・受付期間
- 3 助成対象・設置場所
- 4 助成対象者
- 5 助成対象経費・助成金の交付額
- 6 留意事項・Q&A・不備の例**



6

留意事項

添付書類について

書式が新様式に変更になりました。ホームページより新様式をダウンロードいただき、**必ず新様式で提出してください。**

※旧様式で提出された場合は、新様式で再提出していただきますのでご注意ください。

様式等

●書式の様式が新様式に変更になりました。本ページ下部より新様式をダウンロードいただき、必ず新様式でご提出ください。

※旧様式で提出された場合は、新様式で再提出していただきます。

6

留意事項

添付書類について

■ 本人確認書類

申請フォームに入力する氏名、住所の記載は**本人確認書類と全く同じ**にしてください。

※本人確認書類が「一丁目3番5号」の場合は申請データも「一丁目3番5号」と入力してください。

■ 契約書

契約書に交換・撤去工事の記載がある場合、それらの費用は**助成対象外経費**となりますので、新設工事と区別して表示をしてください。

■ 領収書の内訳書

添付が**必須**になりました。

■ リモコン写真

全メーカーで**提出が必須**になりました。

6

留意事項

添付書類について

- 建物の全景写真・太陽光発電システムの設置写真
実際に撮影した写真を提出してください。Google map等、WEB上の写真は認められません。
- 銘板写真
型番と製造番号が1枚の写真にはっきり写るよう撮影してください。
- 国・区市町村の助成金の交付決定通知書
国及び他区市町村の補助金と都の助成金の合計が助成対象経費を超えない範囲での交付となりますので、補助金の申請を予定している場合は国及び他区市町村の交付決定通知書の添付が必須となります。

6

留意事項

添付書類について

■ 製品カタログ

エコキュートの**型番**と太陽光発電システムの電力を利用して**日中沸き上げる機能**の名称がわかる部分が必要です。

■ 太陽光発電システムの設置が確認できる書類

5種類ありますが、そのうち、保証書については保証期間内である必要がございます。
保証期限切れの保証書は不可となります。

6

Q&A

申請に関するご質問

- ▶ 個人申請は可能か。また、代理で申請した場合、振込先の口座は弊社とお客様どちらになるか。
○個人申請は可能です。また、代理申請の場合、振込先は代理申請者様ではなく個人の申請者様の口座になります。
- ▶ 交付兼実績報告を提出してから助成金振込までの、スケジュールを知りたい。
○交付兼実績報告を受付後、受付けた順番に審査を進めております。不備がありましたら審査担当者からご連絡をし、不備解消後に審査の再スタートとなります。最終審査終了後、交付決定通知書を作成・発送となり、発送後1～2か月で助成金のお振込みとなります。

6

Q&A

申請に関するご質問

- 事前申込に添付する見積書は公社指定の様式を使用しなければならないか。
○公社指定様式以外でも問題ありません。
- 見積金額が変更になった場合、変更はどのタイミングで行えばよいか。
○見積書金額が変更になった場合は、交付申請兼実績報告の提出時に変更後の見積書の添付してください。

6

Q&A

申請に関するご質問

➤ 交付申請兼実績報告の提出期限に、領収日から180日以内のルールがあったが、令和6年度はどうか。

○ 提出期限につきましては、領収日から180日以内のルールはなくなりました。期限の詳細につきましては、要綱等をご確認ください。

6

Q&A

申請に関するご質問

- キャッシュバックキャンペーンを実施しているが、商品券の場合は問題ないか。
○キャッシュバックにつきましては、原則、利用しないでください。
契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバックの額を記載して提出してください。
※商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様です。

リフォーム瑕疵保険に関するご質問

- ▶ リフォーム瑕疵保険は各事業で申請が必要か。
 - リフォーム瑕疵保険の上乗せを申請される場合は、助成金申請の手引きを確認してください。
 - 注意点としましては、
 - ① 同一の契約（証券番号）で他事業と重複申請はできません。
 - * 既存住宅における省エネ促進事業 * 家庭における蓄電池導入促進事業 * 家庭における太陽光発電導入促進事業 * 熱と電気の有効利用促進事業 * 戸建住宅におけるV2H普及促進事業のいずれか1つの事業で申請してください。
 - ② 対象のリフォーム瑕疵保険は以下5社となります。
 - * 株式会社あんしん保障 * 住宅保証機構株式会社 * 株式会社ハウスジーマン
 - * ハウスプラス住宅保証株式会社 * 株式会社日本住宅保証検査機構

6

Q&A

リフォーム瑕疵保険に関するご質問

- リフォーム瑕疵保険等の契約をした場合、公社の見積書のどこに記載するか。
○公社の見積書を使用される場合は「その他または備考」に記載してください。

6

Q&A

令和5年度との違い

▶ 令和5年度との要件の違いは何か。

○ハイブリッド給湯器の性能基準について、JGKAS A705で、年間給湯効率が108%以上であることと明記しました。

○交付申請兼実績報告の期限について機器の設置日(領収日)より180日のルールを撤廃しました。

※令和6年度の交付申請兼実績報告期限は事前申込の有効期限、または令和11年3月30日のいずれか早い方となります。

▶ 令和5年度との申請フォームの違いは何か。

○「リフォーム瑕疵保険等に関する項目」「国及び他区市町村の補助金を併給に関する項目」「アンケート項目」を追加し「台所リモコン等の写真の添付を全員必須」としました。

6

Q&A

他の補助金/助成金の併給

▶他の補助金/助成金の併給は可能か。

○都及び公社の他の同種の助成金（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）や、東京ゼロエミ住宅導入促進事業など）の交付を重複して受けることはできません。

国又は他の地方公共団体の補助金の併給は可能です。

▶国の補助金を含めた申請の流れや方法を知りたい。

○東京都の助成金の流れは以下のとおりです。

契約前に事前申込→工事→交付申請兼実績報告→クール・ネット東京による審査→交付決定通知の送付→入金

※詳細は助成金申請の手引きをご確認ください。

国の事業につきましては、<https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/> をご確認ください。

⑨東京都以外の助成金の申請方法については、各自治体等にお問い合わせください。

6

Q&A

初期費用ゼロ事業との違い

- 「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」との違いを知りたい。
○助成対象機器が異なります。

「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」は太陽光発電設備の設置を促進する事業ですが、本事業は太陽光発電システムと連携したエコキュートの設置を支援し、自家消費を促進する事業です。

6

Q&A

電灯契約/複数台の設置について

- 令和5年度は電灯契約毎の事前申込が必要だったが、令和6年度はどうか。
○令和6年度も電灯契約ごとに事前申込(申請)を行ってください。
- 1世帯で2台のエコキュートを設置した。この場合、2台分の申請は可能か。
○1電灯契約で2台のエコキュートを利用しているのであれば1申請で2台分の申請が可能です。電灯契約ごとに申請してください。

6

Q&A

審査について

▶審査とは具体的に何を行っているのか。

○申請された機器が助成対象設備であることや、提出された書類が要件に合致していることを確認しています。また、写真が流用されていないかなども確認し、必要に応じて現地調査も行います。

6

Q&A

申請者、申請時の氏名、申請者種別

- 申請は施主ではなく事業者が行う必要があるのか。
 - 個人による申請、手続き代行者による申請どちらとも可能です。
- 個人事業主の申請を手續代行が行う場合、申請者種別は何を選択し、申請者名には何を入力したらよいか(会社名、個人名など)
 - 契約書に記載された名前を入力してください。
契約書に記載された名前が個人であれば個人を選択、法人であれば法人を選択してください。

6

Q&A

事前申込の受付期限

- ▶ 事前申込の受付期限はいつまでか。(例: 契約締結が令和6年4月1日以降の場合)
 - 契約締結日が令和6年4月1日以降かつ令和5年度の申請を取り下げた場合の令和6年度事前申込の受付期限は令和7年3月31日までとなります。
 - ※ 契約前に事前申込の申請が必要となります。(特例措置除く)

6

Q&A

一部交換について

- ▶ハイブリッド給湯器の中でノーリツ製の一部機種には既存の給湯器にハイブリッド用のヒートポンプ、貯湯タンクを後付けできるシステムがありますが、この場合も助成金の対象となるか。また、通常の給湯器を設置し、後からヒートポンプタンクを設置することで、ハイブリッド給湯器にすることができるが、この場合も助成金の対象となるか
○一部交換は助成の対象外となります。一式交換が助成対象です。

6

不備の例

書類記載の「対象経費」

書類に「入替工事や交換工事」、「既存設備の撤去や処分費用」などの**助成対象外経費**が記載されていることで、確認のやり取りが多くなるケースがありました。助成対象および助成対象外の経費につきましては、助成金申請の手引きに詳細がございますので、必ずご確認いただいた上で申請を行ってください。

6 不備の例

助成対象外設備での申請

審査にて助成対象外となったケースをご紹介します。

- ・エネルギー消費効率が、貯湯缶が一缶の場合にあっては3.3以上、貯湯缶が多缶の場合にあっては、3.0以上であることを満たしていなかった。
- ・太陽光発電の電力を利用して日中に沸き上げる機能を利用するために、台所リモコンの設置が必要となる機器がありますが、機能を満たさない台所リモコンを設置していた。

設置する機器につきましては、十分ご確認ください。

6

不備の例

設置写真の不備

機器の型番や製造番号など、必要な内容が写っていない。または見切れてしまっている。不鮮明なために必要な情報を読み取ることが出来ない。といった写真の提出が散見されました。

写真につきましては、申請前に必ず確認を行ってください。

6 不備の例

写真の流用

提出書類として認めていないGoogle map等のWeb上の写真を流用されるケースがありました。Web上の写真は提出書類として認められませんので、使用していないことを十分に確認の上、申請を行ってください。

また、複数の申請において、同一の写真を提出するといったケースが見受けられました。同一写真の流用は助成対象外となりますので、十分確認の上申請を行ってください。

提出先・お問い合わせ先

電子申請URL : https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r6

お問い合わせ先 **熱と電気の有効利用ヘルプデスク**
TEL : 03 (6659) 3467
メール : cnt-ecocute-support@tokyokankyo.jp
受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）
9:00～17:00